

建 技 第 165 号  
令和元年 6 月 28 日

本庁関係各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

「静岡県交通基盤部 週休 2 日推進工事（土木工事）実施要領」等の  
改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正するので通知します。

記

- 1 改正取扱い（内容は別添のとおり）
  - （1）静岡県交通基盤部 週休 2 日推進工事（土木工事）実施要領
  - （2）週休 2 日推進工事積算要領
- 2 適用時期  
令和元年 7 月 1 日以降の積算から適用する。
- 3 改正内容
  - ・補正対象に労務費及び機械経費を追加
  - ・対象工事に経済産業部発注工事を追加

担 当：技術調査班  
電話番号：054-221-2148

## 静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領

### (目的)

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、静岡県が平成27年度より試行する休日確保型工事において、その実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 建設産業の担い手確保・育成入札試行要領第3条で定める対象工事のうち、交通基盤部及び経済産業部が発注する土木工事標準積算基準書により積算する土木工事及び土地改良工事積算基準、治山林道必携により積算する農林土木工事（電気通信設備工事、機械設備工事、通年維持工事、災害復旧工事を除く）を対象とする。ただし、「(1)イ 単年度予算による工事」には、ゼロ債務負担行為設定工事を含むものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

#### (3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

#### (4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

(発注)

第4条 週休2日推進工事の発注は、発注機関の長が対象工事の範囲内で選定して行うものとし、静岡県交通基盤部・経済産業部週休2日推進工事特記仕様書(別紙1)を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上する。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工期取得計画表(別紙2を参考とする)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工期取得計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工期及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の休工期が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は平成31年1月1日から施行する。

この要領は令和元年7月1日から施行する。

## 静岡県交通基盤部・経済産業部 週休 2 日推進工事特記仕様書

### 第 1 条 目的

本特記仕様書は、建設産業における担い手の確保・育成のため、静岡県が平成 27 年度より試行する休日確保型工事において、その実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### 第 2 条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。

#### (1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

#### (3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

#### (4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

### 第 3 条 実施方法

週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の休工日取得計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工日取得計画表を監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4 週 8 休以上の休工日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。



# 週休 2 日推進工事積算要領

令和元年 7 月

静岡県

# 目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
3. 機械賃料	2
4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	3
5. 間接工事費における週休2日の補正の計算	4



## 1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費
- ・ 機械賃料
- ・ 土木工事標準単価

このうち「労務費」と「機械賃料」について、補正済み単価の計上方法を記載する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

## 2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

### （補正式）

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

- 4週8休以上：1.05
- 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- 4週6休以上、4週7休未満：1.01

労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

### 3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.01

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

#### 4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・土木工事標準単価を用いて算出する。

【静岡県の積算地区・積算年月における単価】

- ・ 労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t'
- ・ 機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ
- ・ 土木工事標準単価：Q1t' ※土木工事標準単価のみ
- ・ 構成比(%)：Kr、Rr、Zr、Qr

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left[ \frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{Kr + K2r + K3r} \\
 & + \left[ \frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r} \\
 & + \left[ \frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r} \\
 & + \left[ \frac{Q1r}{100} \times \frac{Q1t'}{Q1t} \times \frac{Qr}{Q1r} \right. \\
 & \left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \right]
 \end{aligned}$$

凡例

   …… 週休2日の補正後の値

市場単価を含む施工パッケージについては、市場単価は週休2日の補正対象外であるため、Q1t'は補正されない。

## 5. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。

### (1) 共通仮設費率

週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

#### ■ 共通仮設費率の補正係数

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.01

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

#### ① 共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

$K_r$ ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$P$ ：共通仮設費対象額  $A, b$ ：工種毎に決まる係数

#### ② 共通仮設費率（補正後）

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ \times \text{施工地域補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

#### ③ 共通仮設費率（週休2日の補正後）

$$\text{③共通仮設費率（週休2日の補正後）} = \text{②共通仮設費率（補正後）} \\ \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

#### 【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

(2) 現場管理費

週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■現場管理費率の補正係数

4週8休以上：1.05

4週7休以上、4週8休未満：1.04

4週6休以上、4週7休未満：1.02

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式 $J_o = A \cdot N p^b$ <p><math>J_o</math>：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め） <math>N p</math>：現場管理費対象額 <math>A, b</math>：工種毎に決まる係数</p>
--

②現場管理費率（補正後）

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率（補正後）} &= \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ &+ \text{施工時期補正值} \\ &+ \text{砂防・地すべり工事補正值} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

③現場管理費率（週休2日の補正後）

$$\begin{aligned} \text{③現場管理費率（週休2日の補正後）} &= \text{②現場管理費率（補正後）} \\ &\quad \times \text{週休2日の補正係数} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。